

## <学校としての交通事故防止に係る「日常の指導徹底事項」>

### ～ 10の徹底 ～

※平成27年4月15日付で各家庭に発出した文書です。

- (1) 通学道路をはじめ、全ての道路について「右側歩行」を徹底する。
- (2) 信号機や横断歩道のないところの「横断禁止」を徹底する。
- (3) 歩行中及び自転車乗車中の一時停止を徹底する。(「必ず一時停止する！絶対に飛び出しをしない！」)
- (4) 自転車での並走をやめ、「左側走行」を徹底する。
- (5) 自転車での「急な右折・左折禁止」を徹底する。
- (6) 自転車での「スピードの出し過ぎ禁止」を徹底する。
- (7) 自転車では、常に「ブレーキ」を意識しての走行を徹底する。
- (8) 日没後の自転車乗車では、「ライトの点灯」を徹底する。
- (9) 自転車の「二人乗り禁止」を徹底する。
- (10) 自転車での携帯電話使用やヘッドホン使用等の禁止を徹底する。

★特に、自転車走行時の「交差点での一時停止」の徹底は、『命』にかかわる重要なルールです。

「まさか」ではなく「もしかしたら」という意識で、自らの『命』と相手の『命』を守りましょう！！